

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御宿町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県御宿町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>・母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策をする事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨②新生児の訪問指導の実施③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑤母子健康手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑧未熟児の訪問指導の実施⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収
③システムの名称	健康かるて、団体統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 70項 平成26年内閣府・総務省令第5号第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 70項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-2511

連絡先	保健福祉課 十栗泉夷崎郡御宿町須賀1522 04/0-68-6/1/
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	御宿町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成29年6月12日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成30年5月30日	5. 評価実施機関における評価実施者	保健福祉課長 埋田禎久	保健福祉課長 渡辺晴久	事後	人事異動による実施者の変更
平成30年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認
平成30年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月25日時点	平成31年4月30日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年4月25日時点	平成31年4月30日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策	—	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和2年3月1日	3. 個人番号の利用	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26,56-2,87項	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26,56-2,69-2,87項	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	5. 評価実施機関における評価実施者	保健福祉課長 渡辺晴久	保健福祉課長	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成31年4月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成31年4月30日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和5年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年3月1日時点	令和5年10月31日時点	事後	再実施によるもの
令和5年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年10月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	再実施によるもの
令和6年11月6日	Ⅰ 関連情報 9規則9条第二項の適用	—	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	Ⅳ リスク対策 8人手を介在させる作業	—	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	Ⅳ リスク対策 11最も優先度が高いと考え	—	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年12月2日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49項	番号法第9条第1項 別表 70項	事後	番号法改正によるもの
令和6年12月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26,56-2,69-2,87項 【情報照会】69-2,70項	番号法第9条第1項 別表 70項	事後	番号法改正によるもの